

第 11 回 Society5.0 における新たなガバナンスモデル検討会
議事要旨

1. 日時・場所

日時：令和 2 年 11 月 18 日（水曜日）13 時 00 分～15 時 00 分

場所：みずほ情報総研株式会社主催 オンライン会議（Microsoft Teams）

2. 出席者

委員	柳川委員、市川委員、伊藤委員、稲谷委員、岩田委員、落合委員、鬼頭委員、久禮委員、齊藤委員、坂井委員、境野委員、水津委員、寺本委員、那須野委員、西山委員、深水委員、福島委員、増島委員、松尾委員
オブザーバ 経済産業省	世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター 須賀センター長 商務情報政策局 平井局長 商務情報政策局情報経済課 羽深課長補佐 商務情報政策局 情報経済課
事務局支援	みずほ情報総研株式会社

3. 議題

- (1) 開会・事務連絡
- (2) 齊藤委員ご報告 「Society5.0 を実現するデジタルアーキテクチャ・デザインセンターの戦略」
- (3) ガバナンス・イノベーション 2.0 最終報告書案の説明
- (4) 自由討議
 - ① 第 1 章「Society5.0 におけるガバナンスの課題」について
 - ② 第 2 章「Society5.0 を構成するサイバー・フィジカルシステムの特徴」について
 - ③ 第 3 章「Society5.0 におけるガバナンスの目的」について
 - ④ 第 4 章「Society5.0 におけるガバナンスの在り方」について
- (5) 今後のすすめ方について

4. 議事概要

(1) 開会・事務連絡

羽深課長補佐より開会が宣言された後、平井局長より、以下のとおり挨拶が行われた。

- 経済産業省では、10 月 16 日に「Society5.0 の実現に向けたデジタル市場基盤整備会議」を立ち上げ、梶山経済産業大臣、平井デジタル改革担当大臣の出席の下、産業界・学術界の有識者に、デジタルアーキテクチャの重要分野についてご議論をいただいた。
- この検討会においても、引き続き活発なご議論をいただき、Society5.0 の実現に向けた様々な政策の理論的支柱として、報告書を実りあるものにしていただけるとよい。

その後、羽深課長補佐より、議事次第に掲載された「今後のスケジュール（案）」を用いて、本検討会の今後のスケジュールについての説明が行われた。

(2) 齊藤委員ご報告

齊藤委員より、資料1を用いて、「Society5.0を実現するデジタルアーキテクチャ・デザインセンターの戦略」についての説明が行われた。

- Society5.0とは、デジタル技術を通して、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステム（CPS：Cyber-Physical System）を活用することにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会である。これは、地球にも優しい持続可能な社会であり、それぞれの人々を活かしながら、人々が幸せな人生を送ることができる、自由で平等な社会である。
- CPSにより実現されるデジタル社会では、人やサービスが、ネットワークを介してオンラインでリアルタイムにつながることであり、利用者の意図や状況に合わせた最適なユーザ体験（UX：User Experience）を提供することが可能となる。また、これにより、社会全体の構造が変化し、各企業は異なるシステムがつながる“System of Systems”を意識する必要性が高まっている。

上のような社会変化を踏まえ、多様なステークホルダの合意を形成し、各分野間・レイヤー間の整合がとれた Society5.0 の実現に向けて、ハードやソフトにとどまらず、ルールや制度までも対象とするアーキテクチャをデザインするために、デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）が新設された。DADCでは、産学官の総合知を結集する透明性を持った中立的な場として、政府関係機関や教育機関等とも連携しながら、Society5.0の実現に向けた取組を今後推進していく予定である。ぜひ皆様の御理解御支援をお願い申し上げたい。

(3) ガバナンス・イノベーション 2.0 最終報告書案の説明

羽深課長補佐より、資料2を用いて、ガバナンス・イノベーション 2.0 最終報告書案についての説明が行われた。

- 今回の報告書案については、前回の検討会でのご意見を踏まえて、構成も含めて大幅に改訂を行った。
- 第1章の冒頭では、Society4.0と5.0の違いに加えて、Society5.0が目指す姿を論じる予定である。その上で、なぜガバナンスが重要であるかという点を示す。
- 第2章では、Society5.0におけるガバナンス上の課題が、CPSの特徴から必然的に導かれるということについて、CPSの構成要素に基づいて説明する。第2章については、着目する観点を変更し、あらゆるヒトやモノのデータ化による課題を紹介している。また、あらゆるヒトやモノが相互接続する際のインターオペラビリティ（あるいは、System of Systems）に言及するとともに、今回新たに2.4として外部環境との相互作用性（オープンシステム）を追加した。
- 第3章では、Society4.0以前とSociety5.0における権利の在り方を表の形で整理した上で、ガバナンスモデルの構築において目指すべきゴールの変化について記述し、第4章のガバナンスモデルの在り方の検討へとつなげることを想定している。3.3「豊かでイノベティブな社会の実現」については、今後、議論を深めていく予定である。
- 第4章では、新たなガバナンスモデルにおいては、企業、法律、市場、社会規範など、あらゆるものを常に見直し、再設計する必要があることを述べている。この際に評価・検証を行う主体としては、政府や専門家などの一部の主体だけではなく、マルチステークホルダーが想定される。第4章の根本的なメッセージは、ガバナンスのゴールを意識しながら、常に変化するシステムやツールに対して高速のPDCAサイクルを回し、ガバナンスに活用していくことであると考

いる。

- 第5章では、当初は各ステークホルダの役割を記載することを想定していたが、第4章で既に各ステークホルダの役割について論じているため、まずは第4章のドラフトの作成を先行し、第5章の要否については今後検討する予定である。
- 第6章では、既に実践されている国内外の具体例をいくつか紹介することを検討しているため、今後皆様にご相談させていただきたいと考えている。

(4) 自由討議

前項(3)までの報告及び説明を踏まえ、資料に基づき、以下のような質疑応答及び討議が行われた。

① 第1章「Society5.0におけるガバナンスの課題」について

② 第2章「Society5.0を構成するサイバー・フィジカルシステムの特徴」について

- 本報告書は、どのような主体にどのような行動を期待するものなのか、改めて確認したい。
 - ▶ 企業関係者や政府関係者、ユーザ等のあらゆる層を対象として想定している。各々関係する部分を読んでいただいて、各人が所属する組織等のガバナンスモデルを見直すというアクションを期待している。(羽深課長補佐)
 - ▶ あらゆる層が対象ということだが、本報告書の内容はリテラシーが高い読者を対象としている印象を受ける。(福島委員)
 - ▶ 現在の報告書にはやや難しい記述も含まれているため、今後、内容を分かりやすく伝えるための広報資料等を作成することなども検討したい。(羽深課長補佐)
- 本報告書では、従来のガバナンスと Society5.0 における新たなガバナンスの違いを示すことが非常に重要なポイントであると思われるが、最も大きな違いは、ガバナンスの起点がデジタルデータになることであると考えている。人間が紙に書いたものではなく、デジタルデータが起点になることによって、システムがガバナンスを行うようになるということが、本報告書を通じて、広く認識されるようになると良い。
- 報告書の内容については、よくまとまっているという印象を受けた。
- 第2章の冒頭部分の図について、データ化層とネットワーク層が下層部分として存在し、そこに秩序をもたらすのがインターオペラビリティ層であると考えている。インターオペラビリティ層の外側にデータ化層やネットワーク層が存在するのではなく、インターオペラビリティ層がデータ化層やネットワーク層に秩序を与えるというイメージである。
- 例えば、プライバシーを例として、デバイスを人に置換えて考えてみると、従来のプライバシーの保護とは、各エンティティが持っているデータを守ることであったが、今後は、各エンティティを起点としたデータがネットワーク上を旅する際の旅路の選択と設計について決定権を与えることがプライバシーの保護となる。つまり、ネットワーク上を旅する際に、どのような荷物(データ)をリュックサックに詰め、どのような旅をするのかを決定する権利が保障されるという考え方である。
- 第2章の冒頭部分の図について、読者の立場や専門によって用語の意味の捉え方に違いが生じるため、現在のキーワードは、見直した方がよいと感じた。
- 例えば、「デジタルライゼーション」について、現在の説明では物理的なモノをデジタル化する

るという観点からの記載が多くみられるが、ヒトが動いているだけでスマートフォン上においてデータが生成されるという概念もあり、それについては議論の対象外となるという誤解を与える可能性があると思われる。

- また、「ネットワーク」という用語についても、ガバナンスという観点からは、通信ネットワーク上で従来の統治権を超えて特定不可能な主体が情報を拡散することなどが課題として考えられるものの、それ以外にも、「ネットワーク」という用語は「物理的な通信網」という意味のほか、「ネットワーク効果」等の経済学的な意味も含めて様々な意味に解釈することが可能であるため、今回の趣旨が適切に伝わるように表現する必要があるのではないかと。
- **Society5.0**におけるサイバー・フィジカルシステム（CPS：Cyber-Physical System）のガバナンスを考える上で、サイバー空間で発生する故障や障害、事故や犯罪等に対して、誰がグローバルに監視や是正を行うのかという点についても議論する必要がある。
- 1秒間に何億回もの取引が行われるサイバー・フィジカルシステムを人間が適切に管理することは難しいため、そのシステムをガバナンスするために、システムの外側に別の第三者としてのサイバー・フィジカルシステムが必要であり、そのようなアーキテクチャを設計することが求められると考えている。
- 社会におけるインフラによってガバナンスの構造が変わるため、デジタル社会のサイバー・フィジカル空間のインフラがどのようにあるべきかという観点は、政策的な課題を考える上でも重要である。
- 地図や運航情報等の情報は、民間企業が取り扱う部分もあるが、今後、社会的基盤となるデータの公益性がより高まる可能性があるため、官民の役割分担に加えて、官民の連携や協力といった観点も非常に重要である。特に情報を連携する取引においては、情報を正確に連携することも取引のインフラとなり得る。
- このような社会インフラに関する基本的な論点を、第1章や第2章にも含めていただくことが望ましいのではないかと感じた。
- デジタル化の進展により、サイバー空間上で管理されるデータ上の個人の人格と、現実世界に存在する実際の人間の力関係が変わってしまう可能性がある。つまり、データ上の人格が優先され、現実世界の実物の人間の方が、データ上の“ノイズ”として扱われてしまうという恐れがある。この点も、新たなガバナンスを考える上では、非常に重要なポイントであるため、この可能性や危険性を、現実世界の実物の人間が理解しておくことが必要である。
- 「ガバナンス」の概念が注目を集めており、データガバナンス、プライバシーガバナンス、クラウドガバナンス、RPAガバナンスのように、様々な分野でガバナンスが議論されている。しかし、中核にあるのは、AIに対するガバナンスであると考えられるため、AIに対するガバナンスのフレームワークを用いて、**Society5.0**における様々な領域のガバナンスに関する論点を整理してはどうか。
- AIガバナンスについては、以下の参考資料を共有したい。【チャット欄コメントから】
「今求められる包括的なAIガバナンス：Society5.0実現に向け必要なアプローチとは」
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/2020/assets/pdf/comprehensive-ai-governance-needed-now.pdf>
- 2.5.3のAIがもたらすガバナンス上の困難性について、報告書の記述内容については問題

ないと感じているが、(1)の上段において、失敗の許容度が高い領域と自動運転のように失敗の許容度が極めて低く、ゴール設定や予測・説明の困難性を克服する必要がある領域に分けた方が良いと感じた。

- 失敗の許容度が高い領域については、実際に失敗事例が発生しても、その都度対応することが可能であるが、失敗の許容度が低い領域については、業界全体で連携して対応することが重要である。各事業者の取組がどちらの領域に該当するののかという点についても、何らかの例があると良いのではないかと感じた。

③ 第3章「Society5.0におけるガバナンスの目的」について

- デジタル社会では、衝突する権利や利害が存在するため、これをどのように調整するかが課題となるが、この課題については、まだ十分に記述されていない印象を受けた。この課題を分かりやすく説明するためには、具体的な事例があると良い。
- 例えば、移動しない自由については、選挙の際に自宅から投票する権利やリモートで医療を受診する権利、自国にいながら海外で学ぶ権利などもあるが、そのような利点がある一方で、リモートで本人認証する際のプライバシーの保護という課題もある。このような利点と課題について、具体的な事例や考察を入れることができれば、より理解しやすくなるのではないかと感じた。
- 第3章のガバナンスの目的として、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）への貢献も入れる必要があると感じた。SDGsの目標は複数存在するため、例えば表などの形で、ガバナンスがSDGsの目標にどのように貢献できるのかを示してはどうか。
- 3.3.3「豊かさの再定義」において、豊かさを測る指標がGDPで良いのかという問題が提起されているが、この問題自体は1970年代から議論されており、例えば国連開発計画による人間開発指数（Human Development Index）やブータンの国民総幸福量（Gross National Happiness）等の指標が既に使われている。十分蓄積のある領域であるため、本報告書では、新たな指標を検討する必要はなく、どの指標を用いるのが適切かを議論する方が望ましいのではないかと感じた。
- 3.4.1「民主主義」等の記述を見ると、今回の報告書では、全体的に積極的自由が重視されている印象を受けるが、必ずしも積極的自由を強調する必要はないと思われる。例えば、LGBTや選択的夫婦別姓等について、当事者以外はそれほど関係がないにもかかわらず、当事者以外の人々が大きな発言権を持ってしまふことがあり、これは、積極的自由に関する問題の一つであると言える。
- また、3.4.1の(1)の下線部分に、「国民が自身の関心に基づいて正確かつ多様な情報に触れることができ、自ら進んで反省的熟議を行う」という記述があるが、本報告書全体を通じて、モデルとされている個人のレベルが高いような印象を受けた。しかし、個人が反省的熟議をしなくても適切に機能する社会のシステムやガバナンスの方がより望ましいのではないかと感じた。
- 参加型民主主義の実現は重要であるが、国民にとっては、あまり関心がない領域には深く関与しなくても、自分の関心がある領域には、積極的に関与できることが望ましい。今後は、データを活用することで、国民が関心のあるテーマを選択しながら熟議に参加することが

可能な社会が到来すると予想される。ラディカルマーケットのような実験的民主主義の視点も取り入れつつ、これまでの反省的熟議を前提とする民主主義をより現実的な形で実現するという趣旨で執筆するのがよいのではないか。

- 3.3.3「豊かさの再定義」における GDP の代替指標について、フローで測るのが GDP であるが、資産形成やストックという概念も取り入れることも重要である。日本の政策には反映されていないことも多いが、欧米ではすでに 20~30 年前に価値観の転換が起きている。
- グリーンに関する記述については、強く打ち出した方が欧米諸国からは受け入れられやすいと感じた。
- 欧米諸国も含めて、都市に関して都市への集中という問題もあるが、都市の維持可能性や地方への移住や都市機能の分散という視点も、報告書に含めてはどうか。

④ 第 4 章「Society5.0 におけるガバナンスの在り方」について

- 第 4 章の国際的なルール形成については、柳川先生の日本経済新聞への寄稿を参考にしながら執筆等を支援できればと考えている。

(参考) 柳川範之「国際ルール形成に注力」日本経済新聞 (2020 年 11 月 11 日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXKZO66041550Q0A111C2KE8000/>

- 4.1 節と 4.2 節に関して、特に法的な問題や事故が発生した際に、検証や評価の対象となるファクト (情報) をどのようにステークホルダに開示してもらうかという点が課題となるが、そのためにはステークホルダにインセンティブを与える仕組みが重要である。特に企業に対してどのようなインセンティブを与え、企業が、いつ、どのような情報をどのように開示すると、アジャイル・ガバナンスにとって有益なのかを議論することが必要である。
- 上のようなインセンティブを与える仕組みとして、訴追延期合意制度が挙げられるが、本報告書において、企業がどのような役割を担い、何に対応する必要があるのかという点を、もう少し分かりやすく説明できると良いのではないか。
- 企業が誰に対して情報を開示し、その情報がどのように評価されるのかという点は、4.4 節の社会規範によるガバナンスともつながっている。例えば、企業が情報を開示することの重要性が高まる一方で、情報の開示により企業が不公平な評価を受けるといったリスクがある場合、情報開示のインセンティブが作用しなくなってしまう。
- 企業に情報を開示させるためのインセンティブの仕組みについて、社会規範によるガバナンスの課題とあわせて報告書の中で明確に示すことができれば、企業に対して何が求められていて、その結果どのようなメリットがあり、それを通じてどのような貢献ができるかという点が明確になるのではないか。
- 4.3.1(3)の財産権に関して、例えばブロックチェーンは、デジタル起点のガバナンスにおいて、起点となるデータの真正性や非改ざん性を保証する技術である。
- デジタルガバナンスが前提となる社会において、今後、ガバナンスの起点となるデータの真正性の保証は非常に重要な課題になると予想される。脅かされる危険性が高い起点データの真正性をどのように担保するのかといった点や、そのデータを起点としたガバナンスによりどのように市民の合意や国家としての正当性を得るのかといった点が、デジタルガバナンスにおいて重要な課題になると考えられる。

- 現在、東京大学松尾研究室の GCI (Global Consumer Intelligence) データサイエンティスト育成講座の学生と協力し、国内で 184 種にも上るコロナウイルス感染拡大の業種別ガイドラインについて、自然言語処理によりガイドラインの内容を分析するプロジェクトを実施している。本プロジェクトは、ガイドラインが乱立することで、ガイドラインを遵守する側のコストが増加するという課題に対して、技術的な解決策の可能性を探るプロジェクトである。
- このプロジェクトの成果に基づいて、優れたガイドラインを判定するための指標を明らかにするほか、ガイドラインを策定するためのガイドラインを示すこともできる。また、ガイドラインに基づいた回答が可能な相談チャットボットなども開発できる。技術を効果的に活用することで、より効率的なガバナンスが可能になるということを、このプロジェクトを通じて再認識した。
- このプロジェクトの例にみられるように、Society5.0 において求められるアジャイル・ガバナンスでは、技術の効果的な活用を通じて、従来のように人間があらゆるものを管理する必要がなくなるというメリットを強調すれば、新しいガバナンスに向けた読者のモチベーションにつながるのではないか。
- 前回の報告書では、法とコードに関する記載があったが、今回の報告書では、コードについて明確に取り扱われていないように思われるため、前回との連続性を考慮し、例えば 4.3 節などに記載してはどうか。
- 4.4 節に関して、現在でも、例えば金融分野では取引の構造が階層化しているが、デジタル社会では、この重層的な構造がさらに拡大していくと考えられるため、そのような重層的な取引構造におけるガバナンスの課題についても言及してはどうか。業種に限らない汎用的な論点として、プラットフォーム上の P2P 取引や規制業種における非規制業種の事業者の行動等が挙げられる。
- 第 4 章について、現在の構成では、各ガバナンス手法の役割分担を検討することが、難しいように思われる。例えば、現在の構成では、データの権利の設計に関する問題は、市場によるガバナンスの中で扱われている。しかし、データの流通や保護については、法や市場等がそれぞれどのような形で関わるべきかが問題となる。各ガバナンス手法の役割分担の在り方は、それぞれの問題に応じて異なるものと考えられる。
- 例えば「ネットワーク」等の用語について指摘があったとおり、報告書中で用いられている用語のイメージが専門分野によって大きく異なっているため、具体的な説明や事例を用いながら、本報告書において意味する用語の意味を分かりやすく示し、読者の誤解がないように議論を進めることが重要である。
- 技術に関する将来予想のイメージが委員間で異なっており、報告書内においても事例によって技術の実用化時期が異なっている印象である。技術に関する将来像を議論する際は、いつの時点の未来、技術、あるいは課題を想定しているのかについて、より丁寧に報告書の中で記述する必要がある。
- 民主主義や自由の概念、都市の在り方等の未来の価値観に関する議論があったが、どのような価値観に基づく社会を実現すべきかを本報告書において確定的に描くことは困難であると考えられるため、仮にこのような社会の実現を目指すとするならばこのような取組が必要

であるといった形で記述する必要があると感じた。

(5) 今後のすすめ方について

柳川座長から以下の点についての連絡が行われた。

- 本検討会の議論については、発言者名を匿名にした上で公開する予定である。議事録案については、各位のご確認をお願いしたい。

最後に、羽深課長補佐から、次回以降の本検討会の進め方について、以下のような連絡が行われた。

- 本日の議論をもとに、事務局にて報告書案の改訂と各章の執筆を進めたい。加えて、内容については、各章ごとに有志の方にお集まりいただき、ご相談させていただく機会を設けたいと考えている。
- さらに、今後、クラウド上に報告書案をアップロードし、皆様にコメントや執筆のご協力をいただく予定である。
- 次回の検討会については、12月下旬を目途に日程調整を行う予定である。

<チャット欄記述意見>

- 本検討会や DADC においても、海外の有識者や専門家を交えて議論してみてもどうか。
- ガバナンス上の課題としては、事故・ミス・故障・犯罪などのリスクへの備えも重要である。
- ID プラットフォームや決済プラットフォームは、世界に一つだけあればよいのか、各国・地域に一つあればよいのか。また、国内でも多様な複数のプラットフォームを併用すべきなのか、という課題も考えられる。
- ガバナンスルールの元になる社会規範や倫理観が、国・地域、民族などにより異なることも考えられるため、多様なガバナンスルールをどのように共存させるか、ということも課題になり得る。
- 複雑で全貌を掴むことができないグローバルなサイバー・フィジカルシステムについて、誰がガバナンスすべきなのか（また、誰がガバナンスできるのか）という点も気になる。また、サイバー・フィジカルシステムの健全性をグローバルにパトロールする第三者機関（AI システム？）が必要になると考えられる。
- 企業が構想・設計・製造・提供するシステムの安全性や健全性を利用者に対して証明するためには、第三者がシステムの安全性・健全性を一定のスタンダードに基づいて審査・評価・認定する「認証制度」のような仕組みが必要となると予想される。
- システムが大きな資金力や権限を持つ大企業や政府当局に支配されることにより、社会的弱者が不利になる事態を回避するために、一般の市民もガバナンスに影響力を行使できるような民主的なガバナンスの仕組みも重要である。
- AI の開発者や利用者のリテラシーや倫理観を高めるための「教育」の重要性や、AI の開発提供者を対象にした「資格免許性」の要否についても触れておくことが望ましい。
- サイバー空間の中で起きる事象（例えば AI の機械学習プロセスなど）については、それを提供している企業にさえもよく見えないのが実態であると考えられるため、「アジャイル・ガバナンス」の中で人間が「検証・評価」するのは困難であると予想される。

- 今後、Society5.0 のガバナンスについて多くの人たちの関心を集め、議論への参加を促進するためには、具体的なユースケースを例示することが望ましい。例えば、「街中を走る自動運転車の安全管理」や「車を使ったテロの防止」、「駅や商業施設などに設置される防犯カメラ映像データの管理」など、多くの人が身近な問題として感じられるテーマについて、学生や市民を交えた議論してみると良いのではないかな。
- この報告書は「議論の出発点」となることに価値があるため、すべてのテーマについて無理に結論を導こうとせず、多様な人からパブリックコメントをもらい、今後の検討課題のテーマを抽出していくために使うことが望ましい。
- 改めて、本報告書の読者は誰を対象としており、その対象者にどうなって欲しい資料なのか。
- 2.5 節において、「AI に関するガバナンス」という項目があるが、「データガバナンス」という項目も必要ではないか。データガバナンスを検討した場合であっても、AI 特有の点は別途存在すると考えられるため、データガバナンスで述べることができる点を除いて、2.5 節において、AI 固有の点を記載することについては、賛成である。
- 2.6 節については、AI に限らず、システムにおける自動的な判断により人間の判断を代替することを想定したガバナンスを検討する必要があるのではないかな。典型的には、一定の専門能力を持つ人材などを配置し、一定の判断・対応の適切性を担保しようとするところがあるが、機械的判断（AI に限らないが、AI が用いられる場合は顕著）において代替する場合の考え方や、責任の考え方を分析することも重要である。
- 以下、AI ガバナンスに関連した参考資料を共有する。
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/2020/assets/pdf/comprehensive-ai-governance-needed-now.pdf>
- Weyl and Posner が Radical Market で提唱し、オードリー・タンが Web 上で使っている、quadratic voting というものがある。これは「一人 100 ポイント」の投票制度で、複数のアジェンダがあるとき、各有権者はそれらにポイントを割り振る。あるアジェンダに、 x ポイントを割り振ったら、 \sqrt{x} 票を得ることができる。
- ガバナンスや自己決定権の AI による補完という観点からは、パーソナル AI エージェントやその設計に関する議論を行っても良いのではないかな。

5. お問い合わせ先

商務情報政策局 情報経済課

電話：03-3501-0397

FAX：03-3501-6639